

更に親類の姓名例と、被向の親類の姓名例とを以て、
格の知悉し居る物に、如抄原状に提出せられたる如き、
甚しやうに何し親類例、実情を以て懇請の上、高懸の解決し
ぬと漏らさず、果して被向例に格の懐疑あり、
疑同ナリ。

西刺車取

- 一、従事者の中、請負利の如き者にて、三月三十一日迄出勤者、
皆勤賞等として、同分休、其の取返但分休、其の後、
備夫ノ優等（二百五十元宛）と後せしむ
- 二、積立金規定より、削除せしむ（現行積立金規定の解
社世ノ他ノ手當と支當之為、積立金の如く規定見出し
ナリ。
- 三、積立金の并し工場主の實施せしむ
- 四、従事者之法所ノ設備ノ改善せしむ

五、親類從婦 三名ノ令社員知せしむ
六、臨時人夫 九名ノ日給制ノ半備せしむ
七、休業時給付ノ取上せしむ

八、大卒日世他、毎時ノ毎支的休、
係の分休、
同様に取上
せしむ

九、請負單價ノ値上せしむ

イ、構内倉入 一噸、付二五増下（程米、
五斗）

ロ、構外運搬料 一噸、付二五増下（程米、
五斗）

ハ、下川岸倉塩水揚 一噸、付一五増下（程米、
二斗）

ニ、構内倉塩倉積 一噸、付三和増下（程米、
三斗）

ホ、倉塩ノ構外運動料 一噸、付五和増下（程米、
五斗）

ヘ、功十七工場ノ倉塩運搬 一噸、付一和ノ支給
下。

ト、構内倉塩運搬ノ請負制トスル下。